

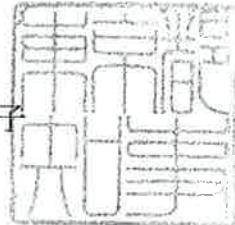
東京都港区南青山七丁目1番5号  
株式会社グローバルダイニング

## 措置命令書

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第45条第3項に基づき、下記のとおり命ずる。

令和3年3月18日

東京都知事 小池 百合子  
記



## 1 命令の内容

## (1) 講ずべき措置：施設の使用制限

(20時から翌日5時まで（酒類の提供を伴う場合は19時から翌日11時まで）の間において、別紙に記載する施設（以下「対象施設」という。）を営業（宅配及びテークアウトサービスを除く。以下同じ。）のために使用することの停止）

## (2) 措置を講ずべき期間：令和3年3月18日から令和3年1月7日付新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に関する公示に係る東京都における新型コロナウイルス感染症緊急事態が終了するまでの間

## 2 命令を行う理由

株式会社グローバルダイニングが運営する対象施設は、正当な理由なく法第45条第2項の要請に応じず、別紙のとおり20時以降に対象施設を営業のために使用した事実が認められた。

また、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第2号及び第29条の規定に基づき株式会社グローバルダイニングが提出した令和3年3月11日付「弁明書」において、当該要請に応じないことに正当な理由があると主張する。しかし、当該弁明書に記載された内容からは、法第45条第3項に定める「正当な理由」があるとは認められない。

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日付新型コロナウイルス感染症対策本部決定）では、飲食の場を感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっていると指摘した上で、緊急事態措置区域において飲食につながる人の流れを制限するための効果的な対策として、飲食店に対する20時までの営業時間短縮要請を行うよう指針を示しており、当該指針を踏まえ、都の緊急事態措置として、令和3年1月8日から令和3年1月7日付新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に関する公示に係る東京都における新型コロナウイルス感染症緊急事態が終了するまでの間、飲食店に対して20時までの営業時間短縮要請を行っている。

対象施設は、20時以降も対象施設を使用して飲食店の営業を継続し、客の来店を促すことで、飲食につながる人の流れを増大させ、市中の感染リスクを高めている。加えて、緊急事態措置に応じない旨を強く発信するなど、他の飲食店の20時以降の営業継続を誘発するおそれがある。

これらのこととは、更なる新型コロナウイルス感染症のまん延につながるおそれがある。したがって、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認め、対象施設の使用制限を命ずるものである。

## 3 その他

- (1) 法第45条第5項の規定に基づき、命令をした旨を東京都ホームページで公表する場合がある。
- (2) 命令に応じる場合は、【問合せ先】に連絡すること。（1）により対象施設の名称及び所在地を公表する場合において、命令に応じたことが確認できたときは、東京都ホームページから当該情報を削除する。

|               |
|---------------|
| 【問合せ先】        |
| 東京都 総務局 総合防災部 |
| 緊急事態措置等担当     |
| 03-5320-7071  |

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

## 新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第3項に基づく施設の使用制限の命令の対象店舗一覧

※ 本紙における用語について

- 「法」 … 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）をいう。  
 「45条要請」 … 法第45条第2項に基づく施設の使用制限（営業時間短縮）の要請をいう。  
 「45条命令」 … 法第45条第3項に基づく施設の使用制限の命令をいう。

| No. | 施設名              | 施設所在地                                   | 対象施設の管理者に<br>45条要請を行った日 | 45条命令に係る事実  |
|-----|------------------|---|-------------------------|---|
| 1   | カフェ ラ・ボエム<br>銀座店 | 中央区銀座6丁目4番1号東<br>海堂銀座ビル地下1階             | 令和3年2月26日               | <ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年3月1日に電話連絡し、20時以降に対象施設を営業のために使用した事實を確認した。</li> <li>同月2日に対象施設を運営する株式会社グローバルダイニング本社（港区南青山七丁目1番5号）を訪問し、45条要請に応じるよう依頼したものの、これに応じず、同日以降も引き続き、20時以降に対象施設を営業のために使用する意向を確認した。</li> <li>同月3日に現地を訪問し、20時以降に対象施設を営業のために使用した事實を確認した。</li> <li>同月5日行政手続法（平成5年法律第88号）の規定に基づく弁明の機会付与に係る通知を送付し、同月12日に弁明書を受理した。弁明書において同通知に記載した事實に関しての争いはなく、また、法第45条第3項の「正当な理由」に該当することを確認できなかった。</li> <li>対象施設を運営する株式会社グローバルダイニングのホームページ（<a href="https://www.global-dining.com/">https://www.global-dining.com/</a>）において、「緊急事態宣言の発令に関して、グローバルダイニング代表・長谷川の考え方」として、緊急事態措置に応じない旨を強く発信している事實を確認した（同月15日時点）。</li> <li>左記の日から令和3年3月14日まで、45条要請に応じる旨の連絡がなく、また、当該要請に応じた事實の確認ができなかった。</li> <li>同月15日に45条命令に関する事前通知を行ったものの、同月17日に現地を確認し、20時以降に対象施設を営業のために使用した事實を確認した。</li> </ul> |
| 2   | カフェラ・ボエム麻<br>布十番 | 港区麻布十番二丁目3番7号<br>グリーンコート麻布十番1、<br>2階    | 令和3年2月26日               | <ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年3月1日に電話連絡し、20時以降に対象施設を営業のために使用した事實を確認した。</li> <li>同月2日に対象施設を運営する株式会社グローバルダイニング本社（港区南青山七丁目1番5号）を訪問し、45条要請に応じるよう依頼したものの、これに応じず、同日以降も引き続き、20時以降に対象施設を営業のために使用する意向を確認した。</li> <li>同月3日に現地を訪問し、20時以降に対象施設を営業のために使用した事實を確認した。</li> <li>同月5日行政手続法（平成5年法律第88号）の規定に基づく弁明の機会付与に係る通知を送付し、同月12日に弁明書を受理した。弁明書において同通知に記載した事實に関しての争いはなく、また、法第45条第3項の「正当な理由」に該当することを確認できなかった。</li> <li>対象施設を運営する株式会社グローバルダイニングのホームページ（<a href="https://www.global-dining.com/">https://www.global-dining.com/</a>）において、「緊急事態宣言の発令に関して、グローバルダイニング代表・長谷川の考え方」として、緊急事態措置に応じない旨を強く発信している事實を確認した（同月15日時点）。</li> <li>左記の日から令和3年3月14日まで、45条要請に応じる旨の連絡がなく、また、当該要請に応じた事實の確認ができなかった。</li> <li>同月15日に45条命令に関する事前通知を行ったものの、同月17日に現地を確認し、20時以降に対象施設を営業のために使用した事實を確認した。</li> </ul> |
| 3   | カフェラ・ボエム北<br>青山店 | 港区北青山三丁目6番25号<br>AOYAMA 3・6・25<br>1階、2階 | 令和3年2月26日               | <ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年3月1日に電話連絡し、20時以降に対象施設を営業のために使用した事實を確認した。</li> <li>同月2日に対象施設を運営する株式会社グローバルダイニング本社（港区南青山七丁目1番5号）を訪問し、45条要請に応じるよう依頼したものの、これに応じず、同日以降も引き続き、20時以降に対象施設を営業のために使用する意向を確認した。</li> <li>同月3日に現地を訪問し、20時以降に対象施設を営業のために使用した事實を確認した。</li> <li>同月5日行政手続法（平成5年法律第88号）の規定に基づく弁明の機会付与に係る通知を送付し、同月12日に弁明書を受理した。弁明書において同通知に記載した事實に関しての争いはなく、また、法第45条第3項の「正当な理由」に該当することを確認できなかった。</li> <li>対象施設を運営する株式会社グローバルダイニングのホームページ（<a href="https://www.global-dining.com/">https://www.global-dining.com/</a>）において、「緊急事態宣言の発令に関して、グローバルダイニング代表・長谷川の考え方」として、緊急事態措置に応じない旨を強く発信している事實を確認した（同月15日時点）。</li> <li>左記の日から令和3年3月14日まで、45条要請に応じる旨の連絡がなく、また、当該要請に応じた事實の確認ができなかった。</li> <li>同月15日に45条命令に関する事前通知を行ったものの、同月17日に現地を確認し、20時以降に対象施設を営業のために使用した事實を確認した。</li> </ul> |

| No. | 施設名              | 施設所在地                              | 対象施設の管理者に45条要請を行った日 | 45条命令に係る事実  |
|-----|------------------|------------------------------------|---------------------|---|
| 4   | モンスター カフェ<br>表参道 | 港区北青山三丁目 6番 26号<br>佐藤ビル 1階         | 令和3年2月26日           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年3月1日に電話連絡し、20時以降に対象施設を営業のために使用した事實を確認した。</li> <li>・同月2日に對象施設を運営する株式会社グローバルダイニング本社（港区南青山七丁目1番5号）を訪問し、45条要請に応じるよう依頼したものの、これに応じず、同日以降も引き続き、20時以降に対象施設を営業のために使用する意向を確認した。</li> <li>・同月3日に現地を訪問し、20時以降に対象施設を営業のために使用した事實を確認した。</li> <li>・同月5日行政手続法（平成5年法律第88号）の規定に基づく弁明の機会付与に係る通知を送付し、同月12日に弁明書を受理した。弁明書において同通知に記載した事實に関する争いはなく、また、法第45条第3項の「正当な理由」に該当することを確認できなかった。</li> <li>・對象施設を運営する株式会社グローバルダイニングのホームページ（<a href="https://www.global-dining.com/">https://www.global-dining.com/</a>）において、「緊急事態宣言の発令に関して、グローバルダイニング代表・長谷川の考え方」として、緊急事態措置に応じない旨を強く発信している事實を確認した（同月15日時点）。</li> <li>・左記の日から令和3年3月14日まで、45条要請に応じる旨の連絡がなく、また、當該要請に応じた事實の確認ができなかった。</li> <li>・同月15日に45条命令に関する事前通知を行ったものの、同月17日に現地を確認し、20時以降に対象施設を営業のために使用した事實を確認した。</li> </ul> |
| 5   | ラ・ポエム白金台         | 港区白金台四丁目 19番 17号 1階 2階             | 令和3年2月26日           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年3月1日に電話連絡し、20時以降に対象施設を営業のために使用した事實を確認した。</li> <li>・同月2日に對象施設を運営する株式会社グローバルダイニング本社（港区南青山七丁目1番5号）を訪問し、45条要請に応じるよう依頼したものの、これに応じず、同日以降も引き続き、20時以降に対象施設を営業のために使用する意向を確認した。</li> <li>・同月3日に現地を訪問し、20時以降に対象施設を営業のために使用した事實を確認した。</li> <li>・同月5日行政手続法（平成5年法律第88号）の規定に基づく弁明の機会付与に係る通知を送付し、同月12日に弁明書を受理した。弁明書において同通知に記載した事實に関する争いはなく、また、法第45条第3項の「正当な理由」に該当することを確認できなかった。</li> <li>・對象施設を運営する株式会社グローバルダイニングのホームページ（<a href="https://www.global-dining.com/">https://www.global-dining.com/</a>）において、「緊急事態宣言の発令に関して、グローバルダイニング代表・長谷川の考え方」として、緊急事態措置に応じない旨を強く発信している事實を確認した（同月15日時点）。</li> <li>・左記の日から令和3年3月14日まで、45条要請に応じる旨の連絡がなく、また、當該要請に応じた事實の確認ができなかった。</li> <li>・同月15日に45条命令に関する事前通知を行ったものの、同月17日に現地を確認し、20時以降に対象施設を営業のために使用した事實を確認した。</li> </ul> |
| 6   | ステラート            | 港区白金台四丁目 19番 17号 3階                | 令和3年2月26日           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年3月1日に電話連絡し、20時以降に対象施設を営業のために使用した事實を確認した。</li> <li>・同月2日に對象施設を運営する株式会社グローバルダイニング本社（港区南青山七丁目1番5号）を訪問し、45条要請に応じるよう依頼したものの、これに応じず、同日以降も引き続き、20時以降に対象施設を営業のために使用する意向を確認した。</li> <li>・同月3日に現地を訪問し、20時以降に対象施設を営業のために使用した事實を確認した。</li> <li>・同月5日行政手續法（平成5年法律第88号）の規定に基づく弁明の機会付与に係る通知を送付し、同月12日に弁明書を受理した。弁明書において同通知に記載した事實に関する争いはなく、また、法第45条第3項の「正当な理由」に該当することを確認できなかった。</li> <li>・對象施設を運営する株式会社グローバルダイニングのホームページ（<a href="https://www.global-dining.com/">https://www.global-dining.com/</a>）において、「緊急事態宣言の発令に関して、グローバルダイニング代表・長谷川の考え方」として、緊急事態措置に応じない旨を強く発信している事實を確認した（同月15日時点）。</li> <li>・左記の日から令和3年3月14日まで、45条要請に応じる旨の連絡がなく、また、當該要請に応じた事實の確認ができなかった。</li> <li>・同月15日に45条命令に関する事前通知を行ったものの、同月17日に現地を確認し、20時以降に対象施設を営業のために使用した事實を確認した。</li> </ul> |
| 7   | 横八西麻布店           | 港区西麻布一丁目 13番 11号 地下 1階、 1階、 2階、 3階 | 令和3年2月26日           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年3月1日に電話連絡し、20時以降に対象施設を営業のために使用した事實を確認した。</li> <li>・同月2日に對象施設を運営する株式会社グローバルダイニング本社（港区南青山七丁目1番5号）を訪問し、45条要請に応じるよう依頼したものの、これに応じず、同日以降も引き続き、20時以降に対象施設を営業のために使用する意向を確認した。</li> <li>・同月3日に現地を訪問し、20時以降に対象施設を営業のために使用した事實を確認した。</li> <li>・同月5日行政手續法（平成5年法律第88号）の規定に基づく弁明の機会付与に係る通知を送付し、同月12日に弁明書を受理した。弁明書において同通知に記載した事實に関する争いはなく、また、法第45条第3項の「正当な理由」に該当することを確認できなかった。</li> <li>・對象施設を運営する株式会社グローバルダイニングのホームページ（<a href="https://www.global-dining.com/">https://www.global-dining.com/</a>）において、「緊急事態宣言の発令に関して、グローバルダイニング代表・長谷川の考え方」として、緊急事態措置に応じない旨を強く発信している事實を確認した（同月15日時点）。</li> <li>・左記の日から令和3年3月14日まで、45条要請に応じる旨の連絡がなく、また、當該要請に応じた事實の確認ができなかった。</li> <li>・同月15日に45条命令に関する事前通知を行ったものの、同月17日に現地を確認し、20時以降に対象施設を営業のために使用した事實を確認した。</li> </ul> |

| No. | 施設名           | 施設所在地                      | 対象施設の管理者に45条要請を行った日 | 45条命令に係る事実  |
|-----|---------------|----------------------------|---------------------|---|
| 8   | カフェラ・ポエム 浜松町  | 港区浜松町二丁目5番3号リバポート浜松町1F、B1F | 令和3年2月26日           | <ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年3月1日に電話連絡し、20時以降に対象施設を営業のために使用した事實を確認した。</li> <li>同月2日に対象施設を運営する株式会社グローバルダイニング本社（港区南青山七丁目1番5号）を訪問し、45条要請に応じるよう依頼したもの、これに応じず、同日以降も引き続き、20時以降に対象施設を営業のために使用する意向を確認した。</li> <li>同月3日に現地を訪問し、20時以降に対象施設を営業のために使用した事實を確認した。</li> <li>同月5日行政手続法（平成5年法律第88号）の規定に基づく弁明の機会付与に係る通知を送付し、同月12日に弁明書を受理した。弁明書において同通知に記載した事實に関する争いはなく、また、法第45条第3項の「正当な理由」に該当することを確認できなかった。</li> <li>対象施設を運営する株式会社グローバルダイニングのホームページ（<a href="https://www.global-dining.com/">https://www.global-dining.com/</a>）において、「緊急事態宣言の発令に関して、グローバルダイニング代表・長谷川の考え方」として、緊急事態措置に応じない旨を強く発信している事實を確認した（同月15日時点）。</li> <li>左記の日から令和3年3月14日まで、45条要請に応じる旨の連絡がなく、また、当該要請に応じた事實の確認ができなかった。</li> <li>同月15日に45条命令に関する事前通知を行ったものの、同月17日に現地を確認し、20時以降に対象施設を営業のために使用した事實を確認した。</li> </ul> |
| 9   | カフェラ・ポエム新宿御苑  | 新宿区新宿一丁目1番7号コスモ新宿御苑ビル1階、2階 | 令和3年2月26日           | <ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年3月1日に電話連絡し、20時以降に対象施設を営業のために使用した事實を確認した。</li> <li>同月2日に対象施設を運営する株式会社グローバルダイニング本社（港区南青山七丁目1番5号）を訪問し、45条要請に応じるよう依頼したもの、これに応じず、同日以降も引き続き、20時以降に対象施設を営業のために使用する意向を確認した。</li> <li>同月3日に現地を訪問し、20時以降に対象施設を営業のために使用した事實を確認した。</li> <li>同月5日行政手続法（平成5年法律第88号）の規定に基づく弁明の機会付与に係る通知を送付し、同月12日に弁明書を受理した。弁明書において同通知に記載した事實に関する争いはなく、また、法第45条第3項の「正当な理由」に該当することを確認できなかった。</li> <li>対象施設を運営する株式会社グローバルダイニングのホームページ（<a href="https://www.global-dining.com/">https://www.global-dining.com/</a>）において、「緊急事態宣言の発令に関して、グローバルダイニング代表・長谷川の考え方」として、緊急事態措置に応じない旨を強く発信している事實を確認した（同月15日時点）。</li> <li>左記の日から令和3年3月14日まで、45条要請に応じる旨の連絡がなく、また、当該要請に応じた事實の確認ができなかった。</li> <li>同月15日に45条命令に関する事前通知を行ったものの、同月17日に現地を確認し、20時以降に対象施設を営業のために使用した事實を確認した。</li> </ul> |
| 10  | 権八 浅草         | 台東区雷門二丁目1番15号中川ビル1、2階      | 令和3年2月26日           | <ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年3月1日に電話連絡し、20時以降に対象施設を営業のために使用した事實を確認した。</li> <li>同月2日に対象施設を運営する株式会社グローバルダイニング本社（港区南青山七丁目1番5号）を訪問し、45条要請に応じるよう依頼したもの、これに応じず、同日以降も引き続き、20時以降に対象施設を営業のために使用する意向を確認した。</li> <li>同月3日に現地を訪問し、20時以降に対象施設を営業のために使用した事實を確認した。</li> <li>同月5日行政手続法（平成5年法律第88号）の規定に基づく弁明の機会付与に係る通知を送付し、同月12日に弁明書を受理した。弁明書において同通知に記載した事實に関する争いはなく、また、法第45条第3項の「正当な理由」に該当することを確認できなかった。</li> <li>対象施設を運営する株式会社グローバルダイニングのホームページ（<a href="https://www.global-dining.com/">https://www.global-dining.com/</a>）において、「緊急事態宣言の発令に関して、グローバルダイニング代表・長谷川の考え方」として、緊急事態措置に応じない旨を強く発信している事實を確認した（同月15日時点）。</li> <li>左記の日から令和3年3月14日まで、45条要請に応じる旨の連絡がなく、また、当該要請に応じた事實の確認ができなかった。</li> <li>同月15日に45条命令に関する事前通知を行ったものの、同月17日に現地を確認し、20時以降に対象施設を営業のために使用した事實を確認した。</li> </ul> |
| 11  | TACO FANATICO | 目黒区上目黒一丁目5番10号中目黒マンション101  | 令和3年2月26日           | <ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年3月1日に電話連絡し、20時以降に対象施設を営業のために使用した事實を確認した。</li> <li>同月2日に対象施設を運営する株式会社グローバルダイニング本社（港区南青山七丁目1番5号）を訪問し、45条要請に応じるよう依頼したもの、これに応じず、同日以降も引き続き、20時以降に対象施設を営業のために使用する意向を確認した。</li> <li>同月3日に現地を訪問し、20時以降に対象施設を営業のために使用した事實を確認した。</li> <li>同月5日行政手続法（平成5年法律第88号）の規定に基づく弁明の機会付与に係る通知を送付し、同月12日に弁明書を受理した。弁明書において同通知に記載した事實に関する争いはなく、また、法第45条第3項の「正当な理由」に該当することを確認できなかった。</li> <li>対象施設を運営する株式会社グローバルダイニングのホームページ（<a href="https://www.global-dining.com/">https://www.global-dining.com/</a>）において、「緊急事態宣言の発令に関して、グローバルダイニング代表・長谷川の考え方」として、緊急事態措置に応じない旨を強く発信している事實を確認した（同月15日時点）。</li> <li>左記の日から令和3年3月14日まで、45条要請に応じる旨の連絡がなく、また、当該要請に応じた事實の確認ができなかった。</li> <li>同月15日に45条命令に関する事前通知を行ったものの、同月17日に現地を確認し、20時以降に対象施設を営業のために使用した事實を確認した。</li> </ul> |

| No. | 施設名            | 施設所在地                     | 対象施設の管理者に45条要請を行った日 | 45条命令に係る事実   |
|-----|----------------|---------------------------|---------------------|--|
| 12  | 自由ヶ丘LA BOHE ME | 目黒区自由が丘一丁目4番8号            | 令和3年2月26日           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年3月1日に電話連絡し、20時以降に対象施設を営業のために使用した事実を確認した。</li> <li>・同月2日に対象施設を運営する株式会社グローバルダイニング本社（港区南青山七丁目1番5号）を訪問し、45条要請に応じるよう依頼したものとの、これに応じず、同日以降も引き続き、20時以降に対象施設を営業のために使用する意向を確認した。</li> <li>・同月3日に現地を訪問し、20時以降に対象施設を営業のために使用した事実を確認した。</li> <li>・同月5日に行政手続法（平成5年法律第88号）の規定に基づく弁明の機会付与に係る通知を送付し、同月12日に弁明書を受理した。弁明書において同通知に記載した事実に関しての争いはなく、また、法第45条第3項の「正当な理由」に該当することを確認できなかった。</li> <li>・対象施設を運営する株式会社グローバルダイニングのホームページ（<a href="https://www.global-dining.com/">https://www.global-dining.com/</a>）において、「緊急事態宣言の発令に関して、グローバルダイニング代表・長谷川の考え方」として、緊急事態措置に応じない旨を強く発信している事実を確認した（同月15日時点）。</li> <li>・左記の日から令和3年3月14日まで、45条要請に応じる旨の連絡がなく、また、当該要請に応じた事実の確認ができなかった。</li> <li>・同月15日に45条命令に関する事前通知を行ったものの、同月17日に現地を確認し、20時以降に対象施設を営業のために使用した事実を確認した。</li> </ul> |
| 13  | モンスーンカフェ 自由ヶ丘  | 目黒区自由が丘一丁目26番4号ステラ自由が丘B1F | 令和3年2月26日           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年3月1日に電話連絡し、20時以降に対象施設を営業のために使用した事実を確認した。</li> <li>・同月2日に対象施設を運営する株式会社グローバルダイニング本社（港区南青山七丁目1番5号）を訪問し、45条要請に応じるよう依頼したものとの、これに応じず、同日以降も引き続き、20時以降に対象施設を営業のために使用する意向を確認した。</li> <li>・同月3日に現地を訪問し、20時以降に対象施設を営業のために使用した事実を確認した。</li> <li>・同月5日に行政手続法（平成5年法律第88号）の規定に基づく弁明の機会付与に係る通知を送付し、同月12日に弁明書を受理した。弁明書において同通知に記載した事実に関しての争いはなく、また、法第45条第3項の「正当な理由」に該当することを確認できなかった。</li> <li>・対象施設を運営する株式会社グローバルダイニングのホームページ（<a href="https://www.global-dining.com/">https://www.global-dining.com/</a>）において、「緊急事態宣言の発令に関して、グローバルダイニング代表・長谷川の考え方」として、緊急事態措置に応じない旨を強く発信している事実を確認した（同月15日時点）。</li> <li>・左記の日から令和3年3月14日まで、45条要請に応じる旨の連絡がなく、また、当該要請に応じた事実の確認ができなかった。</li> <li>・同月15日に45条命令に関する事前通知を行ったものの、同月17日に現地を確認し、20時以降に対象施設を営業のために使用した事実を確認した。</li> </ul> |
| 14  | カフェ ラ・ボエム 桜新町  | 世田谷区桜新町二丁目9番2号TNKビル1階     | 令和3年2月26日           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年3月1日に電話連絡し、20時以降に対象施設を営業のために使用した事実を確認した。</li> <li>・同月2日に対象施設を運営する株式会社グローバルダイニング本社（港区南青山七丁目1番5号）を訪問し、45条要請に応じるよう依頼したものとの、これに応じず、同日以降も引き続き、20時以降に対象施設を営業のために使用する意向を確認した。</li> <li>・同月3日に現地を訪問し、20時以降に対象施設を営業のために使用した事実を確認した。</li> <li>・同月5日に行政手続法（平成5年法律第88号）の規定に基づく弁明の機会付与に係る通知を送付し、同月12日に弁明書を受理した。弁明書において同通知に記載した事実に関しての争いはなく、また、法第45条第3項の「正当な理由」に該当することを確認できなかった。</li> <li>・対象施設を運営する株式会社グローバルダイニングのホームページ（<a href="https://www.global-dining.com/">https://www.global-dining.com/</a>）において、「緊急事態宣言の発令に関して、グローバルダイニング代表・長谷川の考え方」として、緊急事態措置に応じない旨を強く発信している事実を確認した（同月15日時点）。</li> <li>・左記の日から令和3年3月14日まで、45条要請に応じる旨の連絡がなく、また、当該要請に応じた事実の確認ができなかった。</li> <li>・同月15日に45条命令に関する事前通知を行ったものの、同月17日に現地を確認し、20時以降に対象施設を営業のために使用した事実を確認した。</li> </ul> |
| 15  | 権八 桜新町         | 世田谷区桜新町二丁目9番2号TNKビル2階     | 令和3年2月26日           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年3月1日に電話連絡し、20時以降に対象施設を営業のために使用した事実を確認した。</li> <li>・同月2日に対象施設を運営する株式会社グローバルダイニング本社（港区南青山七丁目1番5号）を訪問し、45条要請に応じるよう依頼したものとの、これに応じず、同日以降も引き続き、20時以降に対象施設を営業のために使用する意向を確認した。</li> <li>・同月3日に現地を訪問し、20時以降に対象施設を営業のために使用した事実を確認した。</li> <li>・同月5日に行政手続法（平成5年法律第88号）の規定に基づく弁明の機会付与に係る通知を送付し、同月12日に弁明書を受理した。弁明書において同通知に記載した事実に関しての争いはなく、また、法第45条第3項の「正当な理由」に該当することを確認できなかった。</li> <li>・対象施設を運営する株式会社グローバルダイニングのホームページ（<a href="https://www.global-dining.com/">https://www.global-dining.com/</a>）において、「緊急事態宣言の発令に関して、グローバルダイニング代表・長谷川の考え方」として、緊急事態措置に応じない旨を強く発信している事実を確認した（同月15日時点）。</li> <li>・左記の日から令和3年3月14日まで、45条要請に応じる旨の連絡がなく、また、当該要請に応じた事実の確認ができなかった。</li> <li>・同月15日に45条命令に関する事前通知を行ったものの、同月17日に現地を確認し、20時以降に対象施設を営業のために使用した事実を確認した。</li> </ul> |

| No. | 施設名              | 施設所在地                                      | 対象施設の管理者に<br>45条要請を行った日 | 45条命令に係る事実  |
|-----|------------------|--|-------------------------|---|
| 16  | モンスーンカフェ恵比寿<br>店 | 渋谷区恵比寿四丁目4番6号<br>M A R I X 恵比寿ビル 1, 2<br>階 | 令和3年2月26日               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年3月1日に電話連絡し、20時以降に対象施設を営業のために使用した事実を確認した。</li> <li>・同月2日に対象施設を運営する株式会社グローバルダイニング本社（港区南青山七丁目1番5号）を訪問し、45条要請に応じるよう依頼したもの、これに応じず、同日以降も引き続き、20時以降に対象施設を営業のために使用する意向を確認した。</li> <li>・同月3日に現地を訪問し、20時以降に対象施設を営業のために使用した事実を確認した。</li> <li>・同月5日に行政手続法（平成5年法律第88号）の規定に基づく弁明の機会付与に係る通知を送付し、同月12日に弁明書を受理した。弁明書において同通知に記載した事実に関する争いはなく、また、法第45条第3項の「正当な理由」に該当することを確認できなかった。</li> <li>・対象施設を運営する株式会社グローバルダイニングのホームページ（<a href="https://www.global-dining.com/">https://www.global-dining.com/</a>）において、「緊急事態宣言の発令に関して、グローバルダイニング代表・長谷川の考え方」として、緊急事態措置に応じない旨を強く発信している事実を確認した（同月15日時点）。</li> <li>・左記の日から令和3年3月14日まで、45条要請に応じる旨の連絡がなく、また、当該要請に応じた事実の確認ができなかった。</li> <li>・同月15日に45条命令に関する事前通知を行ったものの、同月17日に現地を確認し、20時以降に対象施設を営業のために使用した事実を確認した。</li> </ul> |
| 17  | L'IGNIS          | 渋谷区恵比寿四丁目27番1<br>号パゴダSKビル 1階               | 令和3年2月26日               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年3月1日に電話連絡し、20時以降に対象施設を営業のために使用した事実を確認した。</li> <li>・同月2日に対象施設を運営する株式会社グローバルダイニング本社（港区南青山七丁目1番5号）を訪問し、45条要請に応じるよう依頼したもの、これに応じず、同日以降も引き続き、20時以降に対象施設を営業のために使用する意向を確認した。</li> <li>・同月3日に現地を訪問し、20時以降に対象施設を営業のために使用した事実を確認した。</li> <li>・同月5日に行政手続法（平成5年法律第88号）の規定に基づく弁明の機会付与に係る通知を送付し、同月12日に弁明書を受理した。弁明書において同通知に記載した事実に関する争いはなく、また、法第45条第3項の「正当な理由」に該当することを確認できなかった。</li> <li>・対象施設を運営する株式会社グローバルダイニングのホームページ（<a href="https://www.global-dining.com/">https://www.global-dining.com/</a>）において、「緊急事態宣言の発令に関して、グローバルダイニング代表・長谷川の考え方」として、緊急事態措置に応じない旨を強く発信している事実を確認した（同月15日時点）。</li> <li>・左記の日から令和3年3月14日まで、45条要請に応じる旨の連絡がなく、また、当該要請に応じた事実の確認ができなかった。</li> <li>・同月15日に45条命令に関する事前通知を行ったものの、同月17日に現地を確認し、20時以降に対象施設を営業のために使用した事実を確認した。</li> </ul> |
| 18  | タブローズ ラウンジ       | 渋谷区猿楽町11番6号サン<br>ローゼ代官山 地下1階               | 令和3年2月26日               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年3月1日に電話連絡し、20時以降に対象施設を営業のために使用した事実を確認した。</li> <li>・同月2日に対象施設を運営する株式会社グローバルダイニング本社（港区南青山七丁目1番5号）を訪問し、45条要請に応じるよう依頼したもの、これに応じず、同日以降も引き続き、20時以降に対象施設を営業のために使用する意向を確認した。</li> <li>・同月3日に現地を訪問し、20時以降に対象施設を営業のために使用した事実を確認した。</li> <li>・同月5日に行政手続法（平成5年法律第88号）の規定に基づく弁明の機会付与に係る通知を送付し、同月12日に弁明書を受理した。弁明書において同通知に記載した事実に関する争いはなく、また、法第45条第3項の「正当な理由」に該当することを確認できなかった。</li> <li>・対象施設を運営する株式会社グローバルダイニングのホームページ（<a href="https://www.global-dining.com/">https://www.global-dining.com/</a>）において、「緊急事態宣言の発令に関して、グローバルダイニング代表・長谷川の考え方」として、緊急事態措置に応じない旨を強く発信している事実を確認した（同月15日時点）。</li> <li>・左記の日から令和3年3月14日まで、45条要請に応じる旨の連絡がなく、また、当該要請に応じた事実の確認ができなかった。</li> <li>・同月15日に45条命令に関する事前通知を行ったものの、同月17日に現地を確認し、20時以降に対象施設を営業のために使用した事実を確認した。</li> </ul> |
| 19  | レストラン タブロウズ      | 渋谷区猿楽町11番6号サン<br>ローゼ代官山 地下1階               | 令和3年2月26日               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年3月1日に電話連絡し、20時以降に対象施設を営業のために使用した事実を確認した。</li> <li>・同月2日に対象施設を運営する株式会社グローバルダイニング本社（港区南青山七丁目1番5号）を訪問し、45条要請に応じるよう依頼したもの、これに応じず、同日以降も引き続き、20時以降に対象施設を営業のために使用する意向を確認した。</li> <li>・同月3日に現地を訪問し、20時以降に対象施設を営業のために使用した事実を確認した。</li> <li>・同月5日に行政手続法（平成5年法律第88号）の規定に基づく弁明の機会付与に係る通知を送付し、同月12日に弁明書を受理した。弁明書において同通知に記載した事実に関する争いはなく、また、法第45条第3項の「正当な理由」に該当することを確認できなかった。</li> <li>・対象施設を運営する株式会社グローバルダイニングのホームページ（<a href="https://www.global-dining.com/">https://www.global-dining.com/</a>）において、「緊急事態宣言の発令に関して、グローバルダイニング代表・長谷川の考え方」として、緊急事態措置に応じない旨を強く発信している事実を確認した（同月15日時点）。</li> <li>・左記の日から令和3年3月14日まで、45条要請に応じる旨の連絡がなく、また、当該要請に応じた事実の確認ができなかった。</li> <li>・同月15日に45条命令に関する事前通知を行ったものの、同月17日に現地を確認し、20時以降に対象施設を営業のために使用した事実を確認した。</li> </ul> |

| No. | 施設名                  | 施設所在地                            | 対象施設の管理者に<br>45条要請を行った日 | 45条命令に係る事実   |
|-----|----------------------|----------------------------------|-------------------------|--|
| 20  | 表参道ラ・ボエム             | 渋谷区神宮前五丁目8番5号<br>ジュビリーブラザビル 地下1階 | 令和3年2月26日               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年3月1日に電話連絡し、20時以降に対象施設を営業のために使用した事實を確認した。</li> <li>・同月2日に對象施設を運営する株式会社グローバルダイニング本社（港区南青山七丁目1番5号）を訪問し、45条要請に応じるよう依頼したもの、これに応じず、同日以降も引き続き、20時以降に対象施設を営業のために使用する意向を確認した。</li> <li>・同月3日に現地を訪問し、20時以降に対象施設を営業のために使用した事實を確認した。</li> <li>・同月5日に行行政手続法（平成5年法律第88号）の規定に基づく弁明の機会付与に係る通知を送付し、同月12日に弁明書を受理した。弁明書において同通知に記載した事實に関する争いはなく、また、法第45条第3項の「正当な理由」に該当することを確認できなかった。</li> <li>・対象施設を運営する株式会社グローバルダイニングのホームページ（<a href="https://www.global-dining.com/">https://www.global-dining.com/</a>）において、「緊急事態宣言の発令に関して、グローバルダイニング代表・長谷川の考え方」として、緊急事態措置に応じない旨を強く発信している事實を確認した（同月15日時点）。</li> <li>・左記の日から令和3年3月14日まで、45条要請に応じる旨の連絡がなく、また、当該要請に応じた事實の確認ができなかった。</li> <li>・同月15日に45条命令に関する事前通知を行ったものの、同月17日に現地を確認し、20時以降に対象施設を営業のために使用した事實を確認した。</li> </ul> |
| 21  | 横八 NORI - TEM AKI 原宿 | 渋谷区神宮前六丁目35番3号コープオリンピア 1階        | 令和3年2月26日               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年3月1日に電話連絡し、20時以降に対象施設を営業のために使用した事實を確認した。</li> <li>・同月2日に對象施設を運営する株式会社グローバルダイニング本社（港区南青山七丁目1番5号）を訪問し、45条要請に応じるよう依頼したもの、これに応じず、同日以降も引き続き、20時以降に対象施設を営業のために使用する意向を確認した。</li> <li>・同月3日に現地を訪問し、20時以降に対象施設を営業のために使用した事實を確認した。</li> <li>・同月5日に行行政手続法（平成5年法律第88号）の規定に基づく弁明の機会付与に係る通知を送付し、同月12日に弁明書を受理した。弁明書において同通知に記載した事實に関する争いはなく、また、法第45条第3項の「正当な理由」に該当することを確認できなかった。</li> <li>・対象施設を運営する株式会社グローバルダイニングのホームページ（<a href="https://www.global-dining.com/">https://www.global-dining.com/</a>）において、「緊急事態宣言の発令に関して、グローバルダイニング代表・長谷川の考え方」として、緊急事態措置に応じない旨を強く発信している事實を確認した（同月15日時点）。</li> <li>・左記の日から令和3年3月14日まで、45条要請に応じる旨の連絡がなく、また、当該要請に応じた事實の確認ができなかった。</li> <li>・同月15日に45条命令に関する事前通知を行ったものの、同月17日に現地を確認し、20時以降に対象施設を営業のために使用した事實を確認した。</li> </ul> |
| 22  | LB8（エルビーエイト）         | 渋谷区代官山町16番2号八幡ビル1階・B1階           | 令和3年2月26日               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年3月1日に電話連絡し、20時以降に対象施設を営業のために使用した事實を確認した。</li> <li>・同月2日に對象施設を運営する株式会社グローバルダイニング本社（港区南青山七丁目1番5号）を訪問し、45条要請に応じるよう依頼したもの、これに応じず、同日以降も引き続き、20時以降に対象施設を営業のために使用する意向を確認した。</li> <li>・同月3日に現地を訪問し、20時以降に対象施設を営業のために使用した事實を確認した。</li> <li>・同月5日に行行政手續法（平成5年法律第88号）の規定に基づく弁明の機会付与に係る通知を送付し、同月12日に弁明書を受理した。弁明書において同通知に記載した事實に関する争いはなく、また、法第45条第3項の「正当な理由」に該当することを確認できなかった。</li> <li>・対象施設を運営する株式会社グローバルダイニングのホームページ（<a href="https://www.global-dining.com/">https://www.global-dining.com/</a>）において、「緊急事態宣言の発令に関して、グローバルダイニング代表・長谷川の考え方」として、緊急事態措置に応じない旨を強く発信している事實を確認した（同月15日時点）。</li> <li>・左記の日から令和3年3月14日まで、45条要請に応じる旨の連絡がなく、また、当該要請に応じた事實の確認ができなかった。</li> <li>・同月15日に45条命令に関する事前通知を行ったものの、同月17日に現地を確認し、20時以降に対象施設を営業のために使用した事實を確認した。</li> </ul> |
| 23  | モンスーンカフェ代官山          | 渋谷区鉢山町15番4号                      | 令和3年2月26日               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年3月1日に電話連絡し、20時以降に対象施設を営業のために使用した事實を確認した。</li> <li>・同月2日に對象施設を運営する株式会社グローバルダイニング本社（港区南青山七丁目1番5号）を訪問し、45条要請に応じるよう依頼したもの、これに応じず、同日以降も引き続き、20時以降に対象施設を営業のために使用する意向を確認した。</li> <li>・同月3日に現地を訪問し、20時以降に対象施設を営業のために使用した事實を確認した。</li> <li>・同月5日に行行政手續法（平成5年法律第88号）の規定に基づく弁明の機会付与に係る通知を送付し、同月12日に弁明書を受理した。弁明書において同通知に記載した事實に関する争いはなく、また、法第45条第3項の「正当な理由」に該当することを確認できなかった。</li> <li>・対象施設を運営する株式会社グローバルダイニングのホームページ（<a href="https://www.global-dining.com/">https://www.global-dining.com/</a>）において、「緊急事態宣言の発令に関して、グローバルダイニング代表・長谷川の考え方」として、緊急事態措置に応じない旨を強く発信している事實を確認した（同月15日時点）。</li> <li>・左記の日から令和3年3月14日まで、45条要請に応じる旨の連絡がなく、また、当該要請に応じた事實の確認ができなかった。</li> <li>・同月15日に45条命令に関する事前通知を行ったものの、同月17日に現地を確認し、20時以降に対象施設を営業のために使用した事實を確認した。</li> </ul> |

| No. | 施設名           | 施設所在地                   | 対象施設の管理者に<br>45条要請を行った日 | 45条命令に係る事実  |
|-----|---------------|-------------------------|-------------------------|---|
| 24  | Legato (レガート) | 渋谷区円山町3番6号E・スペースタワー 15階 | 令和3年2月26日               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年3月1日に電話連絡し、20時以降に対象施設を営業のために使用した事實を確認した。</li> <li>・同月2日に対象施設を運営する株式会社グローバルダイニング本社（港区南青山七丁目1番5号）を訪問し、45条要請に応じるよう依頼したものとの、これに応じず、同日以降も引き続き、20時以降に対象施設を営業のために使用する意向を確認した。</li> <li>・同月3日に現地を訪問し、20時以降に対象施設を営業のために使用した事實を確認した。</li> <li>・同月5日行政手続法（平成5年法律第88号）の規定に基づく弁明の機会付与に係る通知を送付し、同月12日に弁明書を受理した。弁明書において同通知に記載した事實に関しての争いはなく、また、法第45条第3項の「正当な理由」に該当することを確認できなかった。</li> <li>・対象施設を運営する株式会社グローバルダイニングのホームページ（<a href="https://www.global-dining.com/">https://www.global-dining.com/</a>）において、「緊急事態宣言の発令に関して、グローバルダイニング代表・長谷川の考え方」として、緊急事態措置に応じない旨を強く発信している事實を確認した（同月15日時点）。</li> <li>・左記の日から令和3年3月14日まで、45条要請に応じる旨の連絡がなく、また、当該要請に応じた事實の確認ができなかった。</li> <li>・同月15日に45条命令に関する事前通知を行ったものの、同月17日に現地を確認し、20時以降に対象施設を営業のために使用した事實を確認した。</li> </ul> |
| 25  | 権八渋谷          | 渋谷区円山町3番6号E・スペースタワー 14階 | 令和3年2月26日               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年3月1日に電話連絡し、20時以降に対象施設を営業のために使用した事實を確認した。</li> <li>・同月2日に対象施設を運営する株式会社グローバルダイニング本社（港区南青山七丁目1番5号）を訪問し、45条要請に応じるよう依頼したものとの、これに応じず、同日以降も引き続き、20時以降に対象施設を営業のために使用する意向を確認した。</li> <li>・同月3日に現地を訪問し、20時以降に対象施設を営業のために使用した事實を確認した。</li> <li>・同月5日行政手続法（平成5年法律第88号）の規定に基づく弁明の機会付与に係る通知を送付し、同月12日に弁明書を受理した。弁明書において同通知に記載した事實に関しての争いはなく、また、法第45条第3項の「正当な理由」に該当することを確認できなかった。</li> <li>・対象施設を運営する株式会社グローバルダイニングのホームページ（<a href="https://www.global-dining.com/">https://www.global-dining.com/</a>）において、「緊急事態宣言の発令に関して、グローバルダイニング代表・長谷川の考え方」として、緊急事態措置に応じない旨を強く発信している事實を確認した（同月15日時点）。</li> <li>・左記の日から令和3年3月14日まで、45条要請に応じる旨の連絡がなく、また、当該要請に応じた事實の確認ができなかった。</li> <li>・同月15日に45条命令に関する事前通知を行ったものの、同月17日に現地を確認し、20時以降に対象施設を営業のために使用した事實を確認した。</li> </ul> |
| 26  | 世田谷ラ・ボエム      | 世田谷区池尻一丁目9番11号          | 令和3年2月26日               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年3月1日に電話連絡し、20時以降に対象施設を営業のために使用した事實を確認した。</li> <li>・同月2日に対象施設を運営する株式会社グローバルダイニング本社（港区南青山七丁目1番5号）を訪問し、45条要請に応じるよう依頼したものとの、これに応じず、同日以降も引き続き、20時以降に対象施設を営業のために使用する意向を確認した。</li> <li>・同月3日に現地を訪問し、20時以降に対象施設を営業のために使用した事實を確認した。</li> <li>・同月5日行政手続法（平成5年法律第88号）の規定に基づく弁明の機会付与に係る通知を送付し、同月12日に弁明書を受理した。弁明書において同通知に記載した事實に関しての争いはなく、また、法第45条第3項の「正当な理由」に該当することを確認できなかった。</li> <li>・対象施設を運営する株式会社グローバルダイニングのホームページ（<a href="https://www.global-dining.com/">https://www.global-dining.com/</a>）において、「緊急事態宣言の発令に関して、グローバルダイニング代表・長谷川の考え方」として、緊急事態措置に応じない旨を強く発信している事實を確認した（同月15日時点）。</li> <li>・左記の日から令和3年3月14日まで、45条要請に応じる旨の連絡がなく、また、当該要請に応じた事實の確認ができなかった。</li> <li>・同月15日に45条命令に関する事前通知を行ったものの、同月17日に現地を確認し、20時以降に対象施設を営業のために使用した事實を確認した。</li> </ul> |